九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 社会保障法体系における労災補償

荒木，誠之
九州大学法学部

https://doi.org/10.15017/16216

出版情報：法政研究. 46 (2), pp.477-504, 1980-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

# 社会保障法体系における労災補償

荒木誠之

## 一　はしがき

労災補償の法的性質については数多くの理論的考察が行われてきた。そして第二次大戦後になって労災補償の法制度を労働者の生存権に根拠づけて把握する理論が抬頭してきた。少なくとも、生存権の理念を労災補償の重要な要素とみる点において、こんにち異論はないであろう。筆者も早い時期から労災補償の生存権的特質を重視する立場[1]をとり、生活保障説[2]を主張してきた。そしてこの観点から、労災保険法の改正が労働者とその家族の生活保障を自覚的にとらえるに至ったこと、制度的には社会保障への接近と結合を深めてきたことを指摘[3]した。これらの論稿で展開した労災補償の生活保障理論に対して、その後多くの批判ないし疑問の提起が行われたが、十分に回答する機会を得ないまま経過してきた。ところが最近になって、労災補償の「社会保障化」論[4]が提起されて、労災補償の法的特質についての論争[5]が再燃するに至った。

いわゆる労災補償の「社会保障化」は、その制度的連関ないし結合をいうかぎりでは、むしろ当然のことと考える。各国の社会保障制度をみても労災保険を含むのが通例であり、ＩＬＯの社会保障条約[6]ないし勧告[7]も労災補償をその一部に含んでいる。ヨーロッパ社会保障法典[8]も同様である。社会保障制度が労災補償（具体的には労災保険）制度

をその構成部分に含むという事実は、労災補償が法理的にその独自性を喪失することを当然には意味しない。しかし、いわゆる社会保障化論は将来の展開方向として（したがって理論的必然として）労災補償の社会保障体系内での解消を論ずるのであるから、単なる制度的結合ではなくて法的変質を展望していることになる。そこに社会保障化論に対する批判がむけられてきたのであった。早くから生活保障理論を主張していた筆者としては、いわゆる労災補償の社会保障化論をめぐる論議に関心なきを得ないのであるが、論争の過程で提起されている問題点を手がかりとして、筆者の主張してきた生活保障理論の具体的な展開を試みることとしたい。筆者の生活保障理論がいわゆる社会保障化論とは異なる所以を明らかにすることも必要であるが、労災補償が制度的に社会保障に接近し結合している現実を、法の側面でみるとき、社会保障法体系における労災補償法の存在態様を認識することになる。本稿は、かつて発表した論文「労災補償と社会保障」を前提とし、その後の学界の理論的発展をふまえて、現代労災補償法の理論的課題を検討するものである。

考察の方向は、大別して総論的部分と各論的部分とに分れる。総論的部分においては、労災補償の社会保障への接近の必然性と、両者の法的な関連態様を論ずることになるが、制度的側面については別稿にゆずり、ここでは労災補償法が社会保障法といかなる態様で関連しているかを中心として考察することになろう。筆者は現代の法体系のもとでは、労災補償を社会保障法の一領域として位置づけることを肯定するものであるが、そのことは労災補償が社会保障法のなかに埋没し溶解されることを意味するのではない。社会保障法のなかで「労働災害」に対する保障として独自の存在を維持しているところに、社会保障法における労災補償の存在態様を問題として検討すべき必要が生じるのである。労働災害という現象が、資本主義経済社会の労働関係を基盤として生起している以上、資本制社会の社会保障法が労働災害の労働関係的特質を無視することはできないのは、けだし当然といわねばならない。労災補償の生活

保障性を主張するとき、この当然の事理はむしろ自明のこととして、あえて強調するにも及ばないと考えていたのであるが、最近の論調をみるとき、改めてこの点について私見を展開をしておくことは無用の誤解をさける上にも必要と考える。

各論的考察としては、まず社会保障法の側面から「業務上」災害の意義がいかにとらえられるか、という保障要件の問題がある。初期補償法の時期から現代に至るまで、「業務上」災害という法的要件は一貫しているが、その視角はおのずから変化してきている。労災補償が社会保障法と結合している現段階では、補償要件にも生活保障的見地からの考察が当然に要求され、それが「業務上」の具体的判定に表現されざるをえないであろう。これが第一の論点となる。つぎに、労災補償の給付が他の諸給付といかなる関係にあるかが問題とされる。そこにみられる共通的要素と独自的要素を明らかにする必要がある。労災補償給付が他の諸給付より高水準にあるのが多くの国の現状であるが、この給付水準の優位性を維持すべきか否かの論議も、右の全般的な考察の一部となるであろう。これが第二の論点となる。第三には、労災補償に伝統的に前提とされてきた企業責任の原理と社会保障法における公的生活保障責任との関係が検討されなければならない。いわゆる社会保障化論をめぐる論争の焦点は実にこの点にあったといってよい。イギリスの一九四六年国民保険（産業災害）法による労使双方の拠出制の採用が直ちに想起されるのであるが、イギリスの立法例が社会保障法における一般原則とみうるかは疑問である。また社会保障法というとき、なんらかの意味において国家の責任が問われることになるが、それは企業責任を肩代りして軽減する目的をもつのかも解明しなければならない。各論的考察は、およそ右の三点に焦点をしぼって検討が進められるであろう。

（1）荒木「労災補償理論の展開」季刊労働法二七号、一九五八年。
（2）荒木「労災補償の生活保障理論」学会誌労働法一九号、一九六二年。

（3）荒木「労災補償と社会保障」民商法雑誌五四巻二号、一九六六年。
（4）高藤昭「労災保険における社会保障原理」社会労働研究一七巻一・二号、一九七一年、同「労災保険の社会保障化上の基本的問題」社会労働研究二〇巻一号、一九七四年。
（5）西村健一郎「労災保険の『社会保障化』と労災補償・民事責任」一九七二年学会誌労働法四〇号。
（6）ＩＬＯの社会保障最低基準条約（一〇二号一九五二年）は、その第六節を「業務災害給付」としている。
（7）ＩＬＯの所得保障勧告（六七号、一九四四年）は業務傷害に対する所得保障を含めている。
（8）一九六三年に採択されたヨーロッパ社会保障法典（Code européen de la securité sociale, 1963）は、ＩＬＯの一〇二号条約を上廻る水準を定め、当然に労災補償をその一部としている。

## 二　社会保障法体系における労災補償

一　現代の労災補償が制度的に社会保障と結合している事実は、もはや疑問の余地はないであろう。わが国についてみると、一九六〇（昭和三五）年の労災保険法の改正は、社会保障的観点から行われた改革であった。その意義に[1]ついてはすでに論じたところであるからふれないが、その後の法の改正もこの方向をさらに推進するものとなった。すなわち、一九六五（昭和四〇）年の改正は、全労働者を包括的に労災保険の適用下におく方向をとり、また労働者と類似した境遇にある一人親方等にも特別加入[2]の途をひらいた。給付面では遺族補償について年金化が実現された。この改正が、社会保障制度審議会の出した社会保障制度総合調整勧告（一九六二年）をうけて行われたのは明白である。その後、労災援護金制度の発足（一九六二年）があり、給付の実質的改善が行われた。一九六九（昭和四四）年には労働保険徴収法が制定され、労災保険法の全面強制適用の地ならしをした上で、一九七二（昭和四七）年に労災保険の全面適用の手続規定が実現した。

国際的には、一九六四年のＩＬＯ総会で採択された業務災害給付条約（一二一号）が注目される。この条約は、社会保障最低基準条約（一〇二号）の給付水準を上廻る内容を定めたもので、社会保障の観点が強く打出されている。わが国の労災保険法改正も、この一二一号条約の内容に達することが一つの目標となり、一九七四（昭和四九）年にいたって同条約の批准にこぎつけたのであった。その後の労災保険法の主要な改正としては、一九七三（昭和四八）年に通勤災害給付の新設があり、労災保険の給付対象が飛躍的に拡大された。同時に、企業危険を前提とする労基法上の「災害補償」との差違[3]は決定的となり、労災保険の社会保障への傾斜は益々明確となってきた。さらに翌年には、保険施設の一つとして特別支給金が導入されたが、一九七六（昭和五一）年の法改正によって、新たに労働福祉事業が設けられ、その一部として支給金が拡大されるに至る。実質的には給付水準の引き上げ[4]とみてよい。また同年の改正では、長期傷病給付の傷病補償年金への移行も行われた。

以上にみたような最近の労災保険法改正の経過をみるとき、その根底に労働災害被災者とその家族の生活維持という観点が一貫していることは明らかであり、それは労災補償を社会保障の一環として位置づける立法政策の具体化と評しうるであろう。とくに一人親方等の特別加入、通勤災害に対する労災保険給付の拡大は、労働条件保護の原理に立つ労基法上の「災害補償」制度では到底実現しえなかったものである。労災保険法が「災害補償」の責任保険的性格を脱して、生活保障の原理を自覚した独自の労災補償へ転化する過程で、右のような制度的変化が実現されたのであった。

二　労災補償と社会保障との関連を法的に考察するに当っては、まず労災補償の労働関係的特質を認識しておかねばならない。その点を看過するとき、そもそも労災補償をそれとして社会保障との関連において取上げる意味も必要もないことになるからである。ところで労災補償の労働関係的特質については、すでに多くの文献があり、ほぼ共通

の理解が定着しているとみられるので、ここで改めて私見を詳細に展開するまでもあるまい。以下の考察の前提として、要点を摘示するにとどめる。

第一に、労働災害は労働関係に特有な現象である。労働関係を基盤として発生した死傷等を労働災害というのであり、そのように労働関係と関連をもたない死傷等と区別することに法的意義を認めるところに、労働災害が法的概念として成立するのである。労働災害が労働関係を基盤として発生するというとき、基本的には二つの要素が含意される。その一つは、企業に災害危険が内包されていることで、この危険が労働者に現実化してあらわれるとき、労働災害が発生する。他の一つは、労働者が使用者の指揮命令のもとに労働をしなければならないという義務を負っていることで、そこに従属労働関係がいわれるのであるが、使用者の指揮命令のもとで企業活動に組織づけられた労働者は、必然的に前述の企業危険に結びつけられることになる。この二つの要素の組み合せが、労働災害の特質を形づくっているのである。このように、労働災害は労働者にとっては強制された災害という性格をもっている。それは行動の自由が前提となる私生活上の災害とは明らかに異なる社会的意味をふくんでいる。

労働災害が労働関係的基盤をもつとすれば、その法的責任においても当然に労働関係の当事者が責任者となるであろう。それは論理の必然である。各国の労災補償立法が、使用者の被災労働者に対する補償義務を定めたとき、この論理をふまえていた。イギリスの Workmen's Compensation Act がそうであり、これにならった各国の直接補償法制が労災補償の一般的形式となったのは周知のところである。労働災害の基礎となっている企業危険の主体、労働者を企業内で組織づけ企業施設（企業危険）に結びつけている主体、これを補償の責任主体とするのは論理的必然と考えられた。そのような原則に立つ補償立法が一般化したのは偶然ではなかった。この直接補償制はやがて保険化の方向をたどるが、それも最初は使用者の補償責任を保険化した責任保険ないし責任保険的なものであり、使用者の労

働者に対する法的責任と表裏一体のものとされた。わが国についてみれば、戦前の労働者災害扶助責任保険法は文字通り責任保険であり、戦後制定された労災保険法も当初は実質的には責任保険とかわるところはなかった。しかし責任の保険化によって、個別企業を実質的責任主体としながらも、企業全体の連帯責任の考え方がしだいにうまれてくるのは、保険制度のもつ危険団体のとらえ方、保険の技術的特性の必然的結果であった。そこでは、労働災害が個々の企業主体の主観的要素をこえた産業構造的必然性をはらんでいることの認識も、しだいに一般化したということができる。その認識が責任保険から更には独特な社会保険としての労災保険へ展開させる一つの要因となっていた。

社会保障政策の展開は、労働災害を生活保障の要保障事故としてとらえ、その観点から労災補償給付を社会保障の一部として位置づけるにいたる。そして労災補償の内容についても、生活保障給付という性格を——それは従前の労災補償にもいくらかは内在していた要素であるが——自覚的にとらえ、これを推進しながら一定の変化を生ぜしめた。年金給付の採用、被災労働者の家族構成の態様に応じた補償給付、遺族補償給付における遺族の生活能力（稼働能力）の考慮等は、労災補償の社会保障への接近過程で生じた変化であった。このような給付内容にみられる生活保障的要素の拡大を制度的に裏付けたのが、個別企業の直接補償制から企業全体を包括した社会保険制への移行であった。いいかえると、社会保険方式をとることによって、右にあげたような労災補償の生活保障的内容の実行が可能となったのである。個別企業単独の責任を前提とするとき、年金補償は極めて困難であり、かりにこれを法定しても、中小企業等においては完全に実行される担保はない。各国の労災補償制度が、第二次大戦後の社会保障政策展開期に軌を一にして社会保険制へ移行したのは、決して偶然ではなかった。またＩＬＯが社会保障条約や勧告のなかで労災給付を掲げるにいたったのも、労災補償を社会保障の観点からとらえる視角が主要諸国に定着してきたことの反映であった。

労災補償が社会保障政策によって推進され、社会保障の制度と結合するに至ったとしても、労働災害そのものがその構造を変えることはありえず、労働関係的基盤と特質は依然として存在している。したがって社会保障においても、労働災害を要保障事故としてみるとき、労働災害の本来的にもつところの労働関係的要素を全然無視することはできない。前にも述べたように、労働災害という概念そのものが、その基底にある労働関係を視野におさめているからである。問題は、社会保障の体系に労災給付を位置づけるとき、必然的に、労災給付と他のもろもろの社会保障給付とが、なんらかの共通要素を媒介として結合させられるのであるから、労働災害も従来のような労働関係的側面だけが把握されているのではない、という点にある。少なくとも、社会保障原理からの基礎づけが行われるといわねばならない。もちろん、社会保障体系への労災補償の結合といっても、その現実的態様にはかなりの選択の余地があるから、一概に論じるのは抽象論に傾く嫌いがないわけではない。だが社会保障の立場から労災補償をとらえるときに、その視野が労働関係の枠をこえて労働者の生活主体としての領域にひろがるのは必然的といってよい。そこに社会保障体系における労災補償給付の存在構造が、一個の問題性をもって提起されるのである。

三　右の問題が法的次元において提起されるとき、社会保障も単なる政策目標ないし制度的枠組みとしてではなく、一個の原理に支えられた法体系として検討すべきこととなる。社会保障を独自性をもつ法体系として理解するならば、労災補償が社会保障へ接近し結合してきたという政策的・制度的動向は、労災補償の社会保障法体系への結合ということができる。そうすれば、労災補償が伝統的にもっていた労働法的特質、したがって労働法体系の一環としての位置づけと、新たな現象である社会保障法への結合とが、どのような関連をもつのか、両者は本来相容れない論理的対立を捨象するのかを検討すべきことになる。

順序として、社会保障法の法理と体系について概括的に私見を述べておく必要があろう。社会保障法を社会保険、

公的扶助等の制度的体系に即して構想する見解が一般的[5]であるが、制度的構成は固定的ではなく流動的であること、その相互接近の過程で社会保障が形成されてきたこと等を考えると、むしろ社会保障法の基本的なとらえ方の方向は、生存権の原理にもとづく社会的給付の体系として、要保障性とこれに対する給付の法的特質を明らかにすることにあると考える。その観点からいえば、社会保障法は、所得喪失に対する所得保障給付の体系と、人間的生活を阻害している生活上のハンディキャップに対する生活障害保障給付の体系とから構成されている。そして所得保障給付はさらに、生活をおびやかす危険に対する生活危険給付と、現実に生存権侵害状態にある者に対する生活不能給付とに分かれる。[6] 生活危険給付においては、保険の技術を使って社会保険方式をとる場合とそうでない場合とがあるが、その方法の選択は、生活危険の性質、給付の構造、財源調達の見地等の複雑な要素の組合せによって決定されるのであって、必ずしも理論的に一定したものがあるわけではない。[7]

労災補償を社会保障に位置づけるとき、伝統的な見解に従えば、社会保険法の一つとして他のもろもろの社会保険立法と有機的な関連をもって、社会保障法の一部を構成するとみる。私見に従えば、労災補償は一面では所得保障法における生活危険給付に属し、他面では生活障害給付の一部を構成する。すなわち、被災による賃金喪失に対しては、所得をおぎなう金銭給付（一時金または年金）が、また被災による心身の障害から来る生活上のハンディキャップに対しては、医療・リハビリテーション（それには職業訓練も含まれる）等の非金銭的給付が提供される。これが社会保障法における労災補償法の位置づけである。いずれの見解をとるにしても労災補償を社会保障法の一環として位置づけうることについては、基本的に異論のないところである。

さて、労災補償を社会保障法の一構成部分として把握することは、社会保障法のもつ原理と特質の労災補償における滲透を積極的に評価することになる。同時にまた、社会保障法を構成する他の部分との共通性を承認することを意

味する。もしそうでなければ、社会保障法に位置づけるということの法的意味は存在しないからである。右の点に関していえば、労災補償の社会保障法としての特質は、それが被災労働者とその扶養家族の生活保障を目的としそのように機能する点に認めうる。遺族年金が年齢制限、労働能力の喪失を受給要件とするのはその典型的なあらわれであり、その他労災補償給付のすべてにおいて生活保障的性格が色濃くなっているのが現代労災補償の傾向である。この労災補償における生活保障的特質は、いうまでもなく憲法二五条の生存権原理の具体化として把握され、その側面で他の生活保障制度と共に生存権保障体系としての社会保障法を構成すると解されるのである。休業補償、障害補償、遺族補償は、労働不能または死亡に基づく賃金収入喪失に対する所得保障給付であり、その側面では健康保険法の傷病手当金、厚生年金保険法の障害年金、遺族年金と共通した目的と機能をもつのである。また療養補償は健康保険法の養療給付と同じく、労働能力の回復のための生活障害給付としての性格と機能を有している。このように、労災補償を社会保障法の体系に位置づけることは、補償に内在する生活保障の原理を積極的に評価し、憲法二五条の生存権保障体系の一環として法理的構成を行うものであり、そこに法理的意義を認めうる。現代の社会保障法学が労災補償をその体系の一部に含めているのも、労災補償のもつ右のような生活保障的要素に着目してからであって、単に制度的構成にそって便宜的にそうしているものではあるまい。

このように労災補償が社会保障法へ位置づけられる意味を考えるとき、それは労災補償が本来もっている労働関係的基盤と特質とを捨象された上で社会保障法へ統合されるのではない。労災補償のもつ本来的特質を前提として、その内包する生活保障性のゆえに生活保障体系としての社会保障法にこれを位置づけているのである。したがって労災補償は、その労働関係的特質と法理を基礎に維持しながら生活保障の法体系に結合しているということになる。これを社会保障法の側からいえば、労災補償を構成している労働関係法理を包摂して、これをより根元的な生存保障法体

系に結合させているのである。労働法理の捨象ではなくその包摂が、社会保障法における労災補償の存在構造である。このようにみるときわれわれの関心は、社会保障法における労災補償の労働関係的法理の包摂のしかた、その可能性と態様にむけられることになる。

三　労災補償を社会保障の法体系との関連で考えるとき、無視できないのは、いわゆる社会保障化論である。ここにいう社会保障化論とは、労災補償がしだいに以前の特質をすて去り、社会保障のなかに同化し、やがて労災補償としての伝統的な特色を喪失して、社会保障一般に解消する方向をとると論ずるもので、その見解によれば、労災補償とその他の給付との間には区別を設ける必要はなく、将来の立法はその方向に進むべきことを示唆し、したがって現在の労災補償の姿は社会保障法としては過渡的なものということになる。このような考え方は、かの有名なビバリッジ報告書「社会保険と関連サービス」においてはじめて具体的な形で示された。その要旨を紹介すれば、労働者が事故で脚を失ったとき、事故が道路上で起ころうと工場内で起ろうと、彼の保障へのニードには変りがないし、労働者の死亡においてもその死因のいかんによって、遺族たる妻子のニードが変ることはない。ニードが同一であるのにその処遇が違うということ、業務上か否かの解釈上の紛争などをさけるには、「労働不能をひき起した原因による差別をなくし、労働不能に関する制度を完全に統合してしまう」ことが必要であろう、という。[8] 同報告書は結論的には業務災害給付の相対的独自性を認める制度を勧告しているが、[9] 右に引用した考え方はいわゆる社会保障化論の核心を示したものということができる。また、そのような基本的見解に近いとみられる立法がオランダで出現しており、[10] 一つの傾向として注目される。

わが国でも、近年この社会保障化論をめぐる論議が展開された。社会保障化論の背景には右にのべたような諸外国の動向があるほか、わが労災保険法が相つぐ改正によって社会保障的色彩を濃くしてきたため、その延長線上に社会

保障化が可能ではないかとの予測が働いていると思われる。その代表的な所説[11]をみるとき、さきのビバリッジ見解との親近性を認めることができる。その説く所では、将来の労災補償制度としての労災保険は「社会保障としての労災保険」であり、労災における使用者の責任は、国の社会保障政策上、法によって特に課されたものとして、他の一般社会保険法上の責任と同質的にみられる。[12]そして「理論上、労災保険からの補償は使用者責任の成否と直接的関連性を有しなくなり、保険と使用者責任の関係は切断される。」[13]また、給付については、労災保険の有利性は他の保険給付の低位性の結果であって、そのアンバランスが解消するときは、労災保険と他の社会保険との区別自体が無意味となるという。[14]この所説に対しては、使用者責任を基本的要素としてとらえる立場からの批判[15]が加えられるのは、当然に予想されたところであった。

同じような見解は、実務家の論文[16]にも見出される。ＩＬＯ事務局にあって各国の現実の動向に接している専門家は、その結論としてつぎのようにいう。平等性と普遍性の原理によって立つ社会保障のもとでは、業務上災害と業務外のそれとの区別は消滅するであろう。そして業務上災害に対する特別扱いもなくなり、社会連帯の理念にもとづく新しい社会的責任（community responsibility）の原理が旧い職業危険（occupational risk）の原理にとってかわるであろう。[17]論文では給付面での平等性に力点がおかれているが、財源負担について使用者のみが保険料を負担しているという現在の労災補償の大部分の形態は、労災補償を社会的保障の一般制度から区別すべき理論的根拠とはなりえないと論じている。この見解はさきに紹介した労災補償社会保障化論と基本的には共通するところが多く、むしろその先鞭をつけたものとも評することができよう。

以上にみたような、労災補償の社会保障法への統合さらには吸収は、たしかに一つの可能性としては考えられないわけではなく、事実そのような立法も外国には存在している。しかし、労災補償が必然的にその方向へ展開すべきも

のであるかといえば、むしろ疑問といわねばならない。個々の点については次節にのべるとして、基本的にはつぎのことが指摘されうる。第一に、その所論は予測しうる将来の可能性のうちの一つをとらえて、それを社会保障体系における労災補償の一般的存在態様として普遍化した立論となっている。多くの国では、所論のような方向への傾斜はみられず、また将来その可能性があるとも思われない。それは単に過去の伝統にとらわれているためではなく、やはり一定の論理的基礎をもっているからだと思われる。第二に、労災補償と社会保障の関連が密接となっている事実を、社会保障の法理と労災補償の法理の関係からみて、どのように理解すべきかを明らかにする必要があろう。そこをたしかめておかないと、将来の姿について論じても主観的予測に終ることになりかねないであろう。

（1）荒木前掲「労災補償と社会保障」民商法雑誌五四巻二号。

（2）特別加入の制度は労災補償そのものではなく、労災補償の保険機構を利用した特別の救済制度とみるべきものである。しかし労災保険の機構になじみうるところに、労災保険自体の社会保障への接近を見出すこともできるのである。

（3）労基法上の「災害補償」は通勤災害を含まない。それは業務遂行性、業務起因性のいずれの要素からみても補償要件を欠くとされてきた。労災保険が通勤災害給付を新設したことにより、年金給付（労基法は一時金のみ）とあわせて、労基法上の補償制度との距離は拡大した。

（4）特別支給金の内容は、休業・障害・遺族・傷病の各事由にわたり、その具体的内容は労働者災害補償保険特別支給金支給規則に定めている。

（5）社会保障の法体系に関する学説の大要につき佐藤進『社会保障の法体系（上）』一九六九年一三一頁以下、籾井常喜『社会保障法』一九七二年七三頁以下が詳しい。

（6）詳しくは荒木誠之「社会保障の法的構造(一)(二)」一九六六年熊本法学五号・六号、荒木『社会保障法』（法律学全書）一九七〇年四九頁以下参照。

（7）荒木誠之「社会保障法における社会保険」季刊社会保障研究一〇巻三号参照。

（8）W. Beveridge, Social Insurance and Allied Services, 1942, p. 38. 山田訳五六頁。

(9) Beveridge, ibid. pp. 39—42. 山田訳五七—六三頁。
(10) 一九六六年のオランダの立法は、給付水準を労働災害とその他の場合とで区別せず、保険料は労使双方の拠出とした。その概要につき Annette. E. Bosscher, New Netherland Law on Incapacity for Work, International Social Security Review. 1967 No. 4 がある。
(11) 高藤昭「労災保険における社会保障原理」社会労働研究一七巻一・二号（以下第一論文として引用）及び同「労災保険の社会保障化上の基本的問題」社会労働研究二〇巻一号（以下第二論文として引用）。
(12) 高藤第一論文四頁以下。
(13) 高藤第一論文一五頁。
(14) 高藤第一論文二三頁。
(15) 西村健一郎「労災保険の『社会保障化』と労災補償・民事責任」学会誌労働法四〇号。批判の要点は、第一に労災の法関係を国家の国民に対する生活保障義務一般のなかに解消することによって、労災発生の資本の責任をあいまいにすること、第二に、補償の損害填補的性格が不可缺ではなくなり最低生活水準の保障でよいことになる、というにある。そして究極的には労災保険否定論に結びつくと批判する（四六—四七頁）。
(16) T. Higuchi, The Special Treatment of Employment Injury in Social Security, International Labour Review, 1967 Vol. 12 No. 2.
(17) Higuchi, ibid pp. 123—125.

## 三　社会保障体系における労災補償の特質

一　労災補償は伝統的に労働法の体系に属し、具体的には労働保護法の一領域とされてきたものであり、現在においても労働法に位置づけてとらえるのが一般である。労働基準法が「災害補償」の規定を含んでいること、労働者災害保険法（以下労災保険法と略称）が労働安全衛生法と密接な関係にあり、ともに労働省の管轄下にあること等が、

その実定法的背景となっている。そのように労災補償を労働法の体系に位置づけることは、歴史的な意義のみならず現行法の把握としても意義を認めうるのであるが、現代の労災補償の展開と特質を体系的に把握しようとするとき、むしろこれを社会保障法の観点から検討することが必要となる、そして、労災補償の制度を社会保障の法体系に位置づけることも十分に可能であり、その上で労災補償の社会保障法のなかでの特徴を明らかにすることができれば、さきにのべた労災補償の労働関係的特質との関連においてその社会保障性が鮮明になろう。そのような意味で、以下に若干の考察を試みることにしよう。

まず、労災補償を社会保障の法体系に位置づけるというのは、労災補償のもつ生活保障的特質を体系的に把握することを意味する。周知のように、憲法二五条の生存権保障規定をうけて、国民の生活保障の法体系として形成されているのが社会保障法であるから、労災補償をその一領域とすることは、他の生活保障的諸制度との共通性、それとの有機的関連性を積極的にとらえ、その観点から労災補償の法的性格を把握しようとすることになる。しかしそれは労災補償を生活保障給付一般のなかに解消することとは同義ではない。傷病や死亡一般としてではなく、まさに労働災害としてその要保障性がとらえられるところに、労災補償の相対的独自性が認識されているのである。

さて、社会保障法は国が生存権の主体たる国民（社会構成員）に対して行うところの社会的給付の法である。社会保障法においては労働者もまた社会構成員の一人として、生活保障給付をうける主体たる地位にある。「労働者」とは労働法上の概念であるが、労働者も社会の一構成員として生活を営む側面では、生活上の危険にさらされる生活主体として、社会保障法上の権利主体[1]となるのである。労災補償給付は、労働災害によって労働者としての労働が不可能となった場合の生活保障給付である。それは障害補償年金、遺族補償年金に典型的に示されている。そこでは労働力の担い手としての条件――労働法上の労働者像――が損なわれており、生活主体としての人間像が前面に出て来

る。その他の補償給付にも同様な要素が認められる。だが労災補償給付が他の社会保障給付と異なるのは、労働災害が労働関係に特有な要保障事故であり、従って生活保障給付の内容や方法も労働関係の投影を色濃くうけることになる点である。この労働関係的色彩の内容とこれに対する社会保障法からの評価が検討されなければならない。

二　社会保障法の一環としての労災補償の特色は、まず給付の面にあらわれている。労働災害は、負傷、疾病、死亡等をひきおこすが、同様な事故は労災以外の場合にも発生する。だが労災と他の傷病等は社会保障給付としては区別されているのが一般であり、わが現行法についてみれば、労働災害によらない傷病・死亡等は、労働者の場合は健康保険法、厚生年金保険法が、労働者以外の地域住民の場合は国民健康保険法、国民年金法が適用される。一般地域住民の場合はしばらくおき労働者の場合に限定してみても、労災補償給付は健康保険や厚生年金の給付より受給者にとって有利[2]である。費用の負担を度外視して、給付内容自体についてみても労災補償給付の有利性は明白である。この較差は社会保障法の一般原則からみて、過渡的な異常現象であって、やがては解消すべきものであろうか。あるいは、労災補償給付の有利性は社会保障法においてそれなりの根拠をもっているのであろうか。いわゆる労災補償の社会保障化論もこの点をめぐって展開された。

社会保障法の一般原則として、同一のニーズに対しては同一の給付を、ということがいわれる。ここでかのビバリッジ報告書の有名な一節[3]がよく引用される。彼は伝統的な労働者補償法の廃止を主張するが、国民保険法に労災補償を吸収するに当っては、やはり労災給付の相対的独自性と有利性を認めた[4]のであった。たしかに社会保障の一般論としていえば、同一のニーズに対して同一の給付ということの合理性を否定できないが、労災もまた傷病であるという側面だけをとらえて、労災補償給付とその他の傷病給付等とを給付水準で統一すべしというのは一面的な見方にとらわれたものであり、労災補償が社会保障体系に結合してきた歴史的経過と論理についての洞察が十分でないといえよ

う。さきにのべたように、労災補償はまさに労働災害という労働関係に特有な社会現象を対象とする給付制度であって、労働関係の法理を基盤として形成発展してきたものである。その点からも明らかなように、社会保障法の原則から労災補償がうまれ出たのではなく、労災補償に内在する生活保障性が明瞭になる過程で、社会保障法との結合が生じたのである。その生活保障性が現代の労災補償の大きな特徴をなしていることに着目して、社会保障法の体系に労災保障を位置づけることができるのであって、社会保障と結合したからといって労災補償の基本的な原理と性格が変質すべき必然性はないのである。

問題を具体的な形で検討してみよう。まず労働災害に対する所得保障給付としては、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料の各給付がある。葬祭料は純然たる所得保障給付といえるか疑問[5]であるが、前三者は所得の喪失をおぎなう給付で、健康保険法及び厚生年金保険法の傷病手当金、障害給付、遺族給付に対応する。現在の労災補償給付の水準が有利だといっても、その差は決定的といえるほど大きなものではない。労働者に疾病保険、年金保険等がなかった時期には、労災とそうでない場合とでは、補償か無かの絶対的な隔絶があったが、現代では費用負担の点を除けば、給付水準がしだいに接近してきている事実は否定できない。とくに短期給付である休業補償と健康保険法上の傷病手当金とは、いずれもほぼ従前所得の六割[6]とされているので、ほとんど差違はない。年金補償になると、厚生年金保険法による障害年金、遺族年金は基本年金額[7]を基準としているため、基礎給付日額を基準とする労災補償年金との間には、それだけでも差違が生じるし、算定の計数も異なる。したがって労災補償としての年金が業務外の場合の厚生年金よりも高額となっている。だが、厚生年金が本人や遺族の生活保障の観点から給付内容を改善するにつれて、労災年金との差が相対的に縮小されてきた。このような、労災補償給付と業務外の社会保障給付との接近傾向は、生活保障給付としての共通した目的・機能のあらわれであるが、そこから直ちに両給付の均一化を原則とする結論を導

き出すのは早計である。

所得保障給付体系での労災補償と他の給付との相対的な差違は、社会保障法の未成熟の結果ではなく、むしろ社会保障法体系に占める両者の相違、端的にいえば労災補償の社会保障法での相対的独自性によるものに外ならない。労災補償は社会保障そのものを目的として成立した法制度ではなく、労働関係上の労働者保護立法として形成されてきたものであって、その発展過程で被災労働者の生活保障的性格が顕著となり、その側面で社会保障法への結びつきをみているのである。したがって、所得保障給付として労災補償をとらえるとしても、そこには労災補償のもつ「補償」性が根底に存在することを否定できない。いいかえると、「補償」性に内在する生活「保障」性を自覚的に把握するところに、労災補償を社会保障法に位置づける意義があるのであって、「補償」性を全く無視するならば、もはや労災補償という制度そのものが消滅するほかはないであろう。[8] われわれは労災補償における「補償」性と「保障」性とのかかわり方を吟味することによって、所得保障給付としての労災補償給付のあり方を理解することができると考える。

労災補償の原型は、毀損された労働力に対する補償であり、労働者が被災しなかった状態を前提として、一定比率の金銭給付を使用者に命ずるものであった。したがって補償内容は、被災労働者の賃金を反映するものとなっていた。そこでは、つぎのような三つの特徴が指摘できる。第一に、補償額が賃金額に比例した一定率となっており、既往の労働条件に規定されていること、第二に、補償が労働力の担い手である労働者本人のみを対象としており、その生活基盤である家族構成と生活態様を度外視していること、第三に、補償は一時的一括支給であり、その総額が固定されていること、この三点である。これらの特徴は、労働者保護法としての労働条件保護観点からは、それなりの根拠と機能をもっていたのであった。このような労災補償の原型は、被災労働者とその家族の生活維持にとって不十分

であるため、労働者の生存権意識の高揚にともない、また他方で社会保障の進展からのインパクトをうけて、生活保障原理の滲透をみたのである。したがって生活保障の原理は、補償の伝統的な特質や法理を否定する方向にではなく、その延長線上に展開をみせることになる。社会保障化ということもこの意味でなら肯定できるであろう。生活保障原理の労災補償への滲透は、つぎの具体的形態をとってあらわれる。第一に、給付額が賃金に比例するとしてもそれに機械的に拘束されず生活需要を考慮する方向がとられ、第二に、労働者本人のみならずその生活単位（家族）の生活必要を給付に組入れ、第三に、長期にわたる所得喪失の場合には総額を固定せずに、要補償の全期間にわたり年金によって継続的に給付を行うこととした。このような変化は、明らかに労災補償が「補償」の原理を前提としながらも生活保障の法理によって新たな展開を行ったことの表現である。このようにして「補償」の原理と対立ないし並立するものとしてではなく、それを内在的に発展させるモメント[9]として生活保障の法理が滲透しているところに、社会保障法体系における労災補償の独自の存在構造を見出すのである。

これを要約すれば、労災補償給付の所得保障としての相対的独自性、そしてその有利性は、その歴史的展開過程と論理からいえばむしろ自然のことというべきで、十分に合理性を認めうるところである。労災補償が社会保障へ結合する過程と意味を捨象して、社会保障の一般原則から労災補償の現状を批判的にみるのは、立論の前提にまず疑問なしとしない。社会保障のために労災補償があるのではなく、労災補償の内包する生活保障原理が、補償に社会保障的性格を与えているのである。その側面からわれわれは労災補償を社会保障の法体系に位置づけうるのであって、労災補償が社会保障法のなかに解消すべき必然性は見出しえない。かりに、立法政策として労災補償を社会保障のなかに解消しようとするならば、またそのような政策も全く不可能ではないが、その合理性は乏しく、その不合理を補うため更に複雑な立法措置を必要とすることになろう。

つぎに、労災補償給付の生活障害保障的部分について、他の同種の給付との対比をみよう。労災補償の生活障害に対する給付としては、医療の給付、補装具の支給、リハビリテーションがある。現行の労災保険法は保険給付としては医療給付のみを規定し、他は労働福祉事業として行う（二三条）ことにしているが、その目的・機能からみれば補償の一部といってよいので、ここでは補償給付[10]とみなして考察しよう。制度の発展過程からみると、医療は当初から重要な補償内容となっていたが、補装具やリハビリテーションの支給は最近になってその生活保障的意義と必要性が認識されるにいたったものである。

医療の給付は、傷病の治療によって労働可能な状態に復帰させることを目的とし、給付される医療の内容は負傷及び疾病の種類・状態によって定まる。そのため、労災による傷病とそれ以外の傷病との間に、本来区別すべき必然性はなく[11]、そのため現実の給付内容も同一となっている。ちがう点といえば、業務外の傷病においては一部負担金をとること、保険料が労使双方の拠出となっていることの二点である。だがこの相違は、医療給付そのものの差違というより、費用負担（財源調達）ないしは所得保障的観点から出た差違であるから、医療給付自体としては共通した内容といってよい。医療給付を所得保障の系列[12]においてみるのではなく、それとは別個の労働（活動）可能状態への復帰を目的とする生活障害給付の体系においてみる限り――そして近年の支配的な傾向は医療を所得保障とは独立したものとみる方向へ動いている――医療給付面についての統一は可能性が大きいであろう。もちろんその場合でも財源面での調達方法等については、別個の取扱いが考慮されなければならないであろう。イギリスの国民保健事業（National Health Service）は、その一つの可能形態を示しているといえるが、唯一の統合形態ではない。

リハビリテーションについてみると、その内容には機能回復のためのリハビリテーションと、労働生活復帰に必要な職業技能の修得のための職業的リハビリテーションとがある。補装具の支給は機能回復のリハビリテーションの一

部をなしている。この二つの部分のうち、機能回復のリハビリテーションは前述の医療給付についてのべたところが基本的にはあてはまる。すなわち、費用負担等の面を除けば、一般的にいって労災とその他の場合とで給付内容そのものを区別すべき理由も必要も存しない。他方、職業的リハビリテーションは労働災害の場合、きわめて重要な意味をもつ。それは、被災労働者が労働生活に復帰する上で不可欠な手段たる性質をもつからである。労働者の生存権はまず労働生活のなかで確保されるべきであって、職業的リハビリテーションはまさに被災労働者の生存権保障の一環をなしている。労働災害の被災者にとって、労働不能による所得の喪失をカバーすることも勿論必要であるが、それと同程度に、もしくはそれ以上に重要なのは労働生活へ復帰して自らの生活を確立することである。そのためには、高度のリハビリテーションが補償の内容として含まれていなければならない。ここでも、「補償」の法理が生活保障の法理と結びついて、生活障害給付の一環を構成しているのである。したがって、労災補償給付としてのリハビリテーションが一般国民のそれよりも高度であっても不思議ではなく、また同じく労働者の場合でも業務外のそれにくらべて高度のものとなっても異とするに足りない。

三　労災補償の費用についてみるとき、前述のように社会保障法の体系のなかで類例のない構造をとっている。この点に関して立法論的に議論があるが、その焦点は社会保障の原則からみて現在の全面的な企業負担を再検討すべきかということにある。社会保障法における労災補償の特質を理解する上で、この費用負担のあり方も重要な意味をもっている。

社会保障法における費用負担の方法は単一ではなく、大別して拠出制と無拠出制とがある。この両者の間には絶対的な区別はなく、ある給付制度を拠出制とするか否かは、政策的判断[13]により決しうるものであって、相対的な区別にすぎないところがある。拠出制をとる制度は一般に社会保険の形態をとる。そして拠出制による社会保険では、被

保険者の拠出が原則であり、被保険者が労働者のとき使用者も拠出を分担する。これに国庫負担が加わるのが通例である。雇用保険法（かつての失業保険法）、厚生年金保険法、健康保険法等の費用負担はすべてそのようになっている。ところが労災保険法では労働者が受給権者であるにもかかわらず、保険料は一切負担しない。その点からいえば、労災保険給付は労働者にとっては無拠出給付といってよい。このような例は他にはない。また国庫負担も労災保険法には規定がなく、わずかに国庫補助規定が長期傷病補償給付の採用にともなって新設されたにとどまる。国庫補助の趣旨は、労基法の打切補償にかえて長期傷病補償を採用したので、労災保険の適用事業とそうでない事業との間に負担の差が出るため、その分を国庫補助でおぎなうというものであり、その額も労災保険の全費用からみると微々たるものにすぎない。このような労災保険法の特異な財源方式は、社会保障法の法理からどのように理解されるのであろうか。(14)

まず、労災保険法がもっぱら「事業主」から保険料を徴収する点について検討しよう。この保険財源の使用者全面負担方式は、労災補償制度の伝統的な使用者責任の原則を引きついだものであることは、今さら説明するまでもない。したがって問題は、この伝統的な使用者責任法理によって立つとみられる保険料負担方式が、社会保障法として合理性を認められるか、ということにある。私見では社会保障法の見地からも現在の方式に不合理性はなく、原則的には今後も維持するのが妥当と考える。その理由は、さきに給付の面について述べたところと同じく、労災補償給付が「補償」の原理を包摂した生活保障の制度として社会保障の法体系に位置づけられていることにある。およそ、社会保障において給付に要する費用をどのようにして調達するかは、給付の目的と性質に応じて決定すれば足りるのである、労災補償給付については、災害の労働関係的特質を前提とするかぎり、企業責任の法理に立って費用を調達するのはきわめて自然であり合理的である。そこに社会保障の特色を見出すとすれば、それは補償が個別企業の単独責

任においてではなく、資本主義経済社会の総体としての企業の連帯において行われるところに見出される。自己の従業員ではない労働者の被災に対して企業が補償責任を分担するという構造には、労働関係の法理からは直接に導き出しえない論理[15]があり、社会保障の法理によってはじめてその根拠が積極的に与えられる。われわれは企業の危険分散という責任保険的理解[16]ではなく、資本主義社会の企業総体の労働者に対する生活保障責任として労災保険の特質をとらえ、その観点から給付内容のみならず、保険料の全面企業負担の社会保障法的意義を評価するものである。

これに関連して、労働者にも保険料を負担させるのが社会保障法としては合理的とする見解があるので、これについて一言しておく必要があろう。イギリスの現行法が労働者にも労災保険料を課していること、さらに少数の国で業務上外を区別しない立法も出現している事実が、右のような見解の背景となっているとみられる。業務上外の区別撤廃論についてはすでにのべたので省くとして、労災補償を社会保障給付の独立した支給事由としているとき、労働者に拠出を求める明確な根拠は見出しえないであろう。ひとはビバリッジ報告の提案を引用するかもしれないが、同報告は独特の前提に立って社会保険の原則[17]を立て、そこに従来の Workmen's Compensation とは別個の給付を創設しようとするものであって、他の国の労災保険にそのまま妥当する議論ではない。その点を一応おくとして、危険のプールということから労働者にもその費用拠出を求める立論[18]は、かなり論理的に無理があると考える。危険の創出をする側とその危険圏に組込まれて被災する側とは、危険のプーリングの場合にも同列に論ずるわけにはいかないであろう。したがって同報告書が、使用者の全額負担の議論は歴史的な特権の主張にすぎず、理論的には承認し難い[19]と述べているにもかかわらず、説得性に乏しいものになっている。他の諸国が労災保険に労働者の拠出を求めていないのは、単に歴史的な伝統を維持しているのではなく、労働災害の労働関係的特質を重視[20]するからである。その点では、給付内容については労働災害と他の傷病等との差をなくしたが費用は全額企業負担としているスイスの立法[21]が注目さ

れる。むしろこの方がより論理的であろう。

最後に国庫負担ないし国庫補助の問題を考えよう。社会保障給付には多かれ少なかれ国庫からの費用をともなうのが通例であるが、わが現行労災保険法は多くの諸国の立法と同様に、国庫負担を規定せず、わずかの国庫補助を認めるにすぎない。したがって原則的には労働災害保険の費用は全額を企業の負担としているといってよい。このような財源方式に対して、社会保障法の立場から批判があり、国庫負担を認めるべきだとの見解が主張されている。

労災補償給付について国庫負担を打ち出したのはイギリスの戦後立法であるが、その基礎にはビバリッジ報告があることはいうまでもない。前述したようにビバリッジ案では労災給付を統合した社会保険の一部に位置づけ、生活維持のニードに対応することを基調としているため、国庫負担が当然とされたのであった。わが国の学説にも労災補償の社会保障化の観点から、国庫負担を是認する見解が現れてきたが、その所説をみると、大要つぎの通りである。まず「労災保険が労働者の生活保障のための国の直接的制度として展開し、使用者責任と切断され」たから、その財源をどこに求めるかは政策的判断の問題となったとして、国庫負担の理論的余地を認め、さらに労働災害の社会化現象として災害の企業外的要素が増大したことは、国の政策全般とのかかわりをもち、それが労災保険の社会保障化を促すとともに、国庫負担を根拠づけると説く。[22] この説には基調としてビバリッジ報告の考え方と共通するものがみられ、わが国における労災補償社会保障化論の代表的見解といえる。しかしこの所説には、その出発点に賛成しがたいものがある。

また労災補償を生存権ないし生活保障の立場からとらえて、総資本をこえた国もまたその防止と補償に責任を負うべき段階にきているとする学説[23]、給付面での国庫負担は社会保障的な意味での所得再配分的機能によって許されるとみる学説[24]等もみられる。

労災補償が社会保障法と結合――統合もしくは融合ではない――し、その生活保障性を自覚的に展開させていることから、労災補償における国の責任が積極的にとらえられるのは根拠のないことではない。しかしその国の責任は、費用の負担が第一義ではなく、総体としての企業の負担において補償給付を確実に履行させることが基本的に重要とされる。そのために労災保険が国の管理する保険となり、保険料の徴収と保険給付を国の責任において行う構成をとっているのである。補償関係に国が当事者として登場していること、それが労災保険の社会保障的あらわれということができる。それ以上に、国庫負担が労災補償に当然導入されなければならないかといえば、原則として否定的に解すべきである。国庫負担の有無は労災補償の生活保障性と直接にかかわる問題ではなく、企業負担のみで補償給付は可能である。ただし国が生活保障責任の主体として労災補償給付を行う地位に立つことからいえば、事務費を国庫で負担することを排斥するには当らないであろう。また、現在の国庫補助にみられるように、労災補償給付の生活保障的要素の拡大のためやむをえない事情があるとき、例外的措置として給付費の一部を国庫に求めることも許されないことではない。しかし、国庫の支出はその源泉が勤労大衆の租税にあることを考えるとき、労災補償給付の費用に国庫負担を恒常化するのは避けなければならない。現行法が国庫補助を規定しているのも、当然に国が負担するという国庫負担と区別したものと理解すべきであろう。これを社会保障法の観点からする労災給付国庫負担の橋頭堡と解すべきではない。現状においても、労災保険に国庫負担を要するような特別な事情はなく、近い将来においてもそのような事情は予想されない。むしろ国としては、災害予防の面で努力すべき余地が大きく、たとえば中小零細企業の安全対策推進のための助成、リハビリテーション施設の拡充、専門従事者の養成等に国の費用を活用することが要請されるのである。

(1) 荒木誠之「社会保障法と労働法〈再論〉」沼田教授還暦記念『現代法と労働法学の課題』一九七四年一六四頁以下。
(2) 健康保険法の受給には一部負担金が必要であり、厚年年金の基本年金額（各種年金の基礎となる）は災害発生時の賃金水準を示す基礎給付年額より低位であり、年金の算定係数も労災年金の方が高い。
(3) Beveridge Report, p. 38. 山田訳五六頁。
(4) Beveridge Report, pp. 39—45. 山田訳五七頁—六七頁。
(5) 葬祭料は被扶養者に支給されるのではなく、現実に葬祭をおこなう者に支給（労災保険法一二条の八第二項）されるから、所得の喪失と直接には結びついていない。ただし一般には遺族が葬祭を行うのであるから、死亡に伴う出費の補償という機能をもつことは否定できない。
(6) 労災保険法の休業補償給付は法定率では基礎給付日額の六割（同法一四条一項）であるが、休業特別支給金が労働福祉事業として二割の上積み支給（一九七四年より実施）されるから、実質給付はかなりの差を生じていることを注目しなければならない。ただし組合健保では付加給付（健康保険法六九条の三）があるので、比較は一概にいえない。
(7) 基本年金額は定額部分を含み、所得比例部分も被保険者期間の平均標準報酬を算定基礎とする（厚生年金保険法三四条一項）。
(8) 集団補償説をとる学説では、労災給付の「生活保障的措置の基本的な損害填補的性格は否定しえない」と説く（西村前掲論文五五頁）。方向としては私見と同趣旨とみられる。
(9) 労災保険の社会保険説ではつぎのように説かれる。「労働者の生存権保障の理念に基づく」国家的観点から労災保険に「大きな原理的変化がもたらされる」のであり、「労働災害は私傷病同様、労働者の生活危険一般の次元において、すなわちその一態様としのみ映ずる」（高藤第一論文一三頁）。このようなとらえ方は、生活保障の法理と補償の法理とを異質的、ないしは別個のものとみるものであろう。
(10) ドイツの労災保険法は補装興の支給、職業援助を保険給付としている（ライヒ保険法五四七条）し、フランスでも補装具の支給、リハビリテーション費用を労災保険給付に含む（社会保障法典四三四条）。わが国でこれを保険給付と区別しているのは、主として沿革的な事由によるもので、保険給付とする方が受給権の確立という意味で望ましい。
(11) 同旨、西村前掲論文五〇頁。

（12）第二次大戦前の社会保険医療は、労災補償を含めて所得保障的発想で立法されていたことは疑いない（荒木誠之「医療の視点」健康保険二四巻四号参照）。それは社会医療が低所得階層を対象としていた時期では、ある程度は社会的現実に即していたといえる。しかし生存権保障が単なる経済的措置では十分でないことが自覚されている現代においては、単なる所得保障的把握は過去のものとなりつつある。

（13）一例をあげれば、児童給付について拠出制をとることも無拠出制をとることも可能である。医療給付についてもイギリスのように無拠出の制度とわが国のように拠出制の社会保険とがあり、また年金について無拠出給付も可能（わが福祉年金はその一例）である。社会保険の意義につき荒木前掲論文季刊社会保障研究一〇巻三号二頁以下。

（14）国会での政府の法案提出説明によれば国が負担するのは「長期傷病者補償については、労働基準法による打切補償に相当する部分をこえる部分について、じん肺に関してはその四分の三、その他の傷病に関しては二分の一」を、また長期給付金である障害補償費については「労働基準法による障害補償に相当する部分をこえる部分の一部」とされた（労働省労働基準局『労災補償行政三〇年史』一九七八年一九六頁）。

（15）労災補償について使用者集団責任論をとる見解では、その根拠を「使用者の資本としての一体性」と、これに加えて労災の発生が「個別使用者の意思から独立的な側面」をもつに至ったことを挙げる（西村前掲論文五六頁）。そこに挙げられた理由は、むしろ社会的現実として存在する事実であり、その社会的事実が使用者の集団責任の法制度へ凝縮するには、伝統的な労働法理に加えて生活保障の法理の展開が必要であったと考える。その意味で、集団責任論は社会保障法における労災補償の位置づけを考える上で、積極的な意義を（客観的に）認めうるものである。高藤説では「従来の労災保険におけるような使用者の集団がはたして社会保障的意味での集団なのかどうか」疑問として、集団責任は個別責任から社会保障への過渡的形態とされる（高藤第二論文一三三頁註12）。

（16）かつては労災保険を労基法上の補償責任の責任保険とみるのが支配的見解であったが、労災保険の生活保障的給付が充実するにつれて労基法との距離が大となり、責任保険的理解は通用しなくなった。しかし労災補償を論ずる場合、依然として労基法上の補償のみを念頭において立論する傾向がなくなったとはいえず、それは旧来の労災保険の責任保険論の悪しき残滓というべきである。

（17）ビバリッジ案は「基本的なニードに対する社会保険」に労災給付を含ませるもので、社会保険は「均一額給付」と「均一

額拠出」を基本原則としている（Beveridge Report, pp. 120—121）。ビバリッジはこの flat rate of subsistence benefit を基礎とする計画が、ニュージーランドを除くドイツ、ソ連、アメリカ合衆国等の多くの国々の社会保障と異なると述べている。なお良永弥太郎「イギリス労災保険法の特質」一九七六年九大法学三一号参照。

（18）Beveridge Report, pp. 41—42.

（19）Beveridge Report, p. 45.

（20）社会保障化論を代表する高藤説においても、労働者は労働過程の一方的犠牲者として、拠出の負担はないとされている（高藤第二論文一三九頁）。

（21）See, T. Higuchi, ibid, p. 122.

（22）高藤第一論文一六頁、第二論文一四〇頁。

（23）桑原昌宏『労働災害と日本の労働法』一九七一年二四六頁以下。教授は「国が資本と共同責任を負う立場に立っても必ずしも資本の責任があいまいになったとはいえない」とし、国庫負担を資本の社会的責任を補完する機能と解する窪田説（窪田隼人「労働災害の今後の問題」『現代労働問題講座第六巻三一一頁）に同調される。

（24）佐藤進『労働法と社会保障法との交錯』一九七九年二〇二頁。その国庫負担是認論も使用者責任原則の支配を前提としている。しかし所得再配分的機能と労災保険財源の国庫負担との論理的関連は明らかでない。